

浜田 よしゆき 議員	一般質問 . . . 1
原 田 完 議員	一般質問 . . . 8
島 田 けい子 議員	一般質問 . . . 14
他会派の一般質問項目	. . . . . 20

●京都府議会 2018 年 12 月定例会一般質問が 12 月 10 日、11 日、12 日に行われ、日本共産党の浜田よしゆき議員、原田完議員、島田けい子議員が質問を行いました。質問と答弁の概要を紹介します。

12 月定例会 一般質問

**浜田 よしゆき**議員（日本共産党 京都市北区） 2018 年 12 月 10 日

**憲法守り、核兵器廃絶、米軍レーダー基地撤去を**

【浜田】日本共産党の浜田よしゆきです。まず、平和を守る問題について、西脇知事にお聞きします。

第一に、安倍首相による 9 条改憲と戦争する国づくりへの対応です。この間、米軍レーダー基地をめぐって、自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練、基地拡張工事、日米共同の米軍レーダー基地の警護訓練などの新たな基地強化が行われています。また、11 月 18 日に開催された京都弁護士会主催の「第 48 回憲法と人権を考えるつどい」で、例年共催していた京都府が、今回は「改憲」がテーマで、講師が自民党の改憲案に批判的な木村草太弁護士であるという理由で、共催を見送りました。さらに、京都市が、自衛官の募集に協力するため、住民基本台帳から作成した 18 歳と 22 歳の市民の宛名シールを来年度分から自衛隊に提供することを決めました。これらは、憲法 9 条を改悪して、戦争する国づくりを進める安倍政権に、京都府や京都市が協力するものではなく、住民の命とくらしを守るべき地方自治体としてゆるされるものではないと考えますが、知事の認識をお伺いします。

第二に、核兵器廃絶についてです。山田前知事は、昨年 6 月の代表質問での私の質問に被爆者国際署名に署名したと答弁されましたが、残念ながら、核兵器廃絶に向けて、具体的な行動はされませんでした。西脇知事もすでに、被爆者国際署名に署名されたとお聞きをしましたが、この署名に込められた被爆者の悲願である、核兵器廃絶へのイニシアをぜひ発揮してもらいたいと思います。とりわけ、核兵器禁止条約への日本政府の参加を促す働きかけをぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

第三に、京都府戦没者追悼式についてです。戦没者追悼式は、遺族をなぐさめ、激励するとともに、平和への思いを新たに、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという決意を新たに、毎年開催されてきました。私は、昨年の 12 月議会での一般質問で、戦没者追悼式を、すべての戦争犠牲者を対象にするように改善を求めました。山田前知事は、「すべての戦争犠牲者に対する追悼式として開催している」「さらに実態に即した形で、きちっと対応していきたい」と答弁をされ、その結果、今年の戦没者追悼式の実施要綱に、「戦争による死没者」が対象であると明記をされました。これは、一歩前進だと思いますが、その趣旨の周知徹底は不十分であり、式典の内容は改善されておられません。福祉・援護課のホームページには実施要綱が掲載されましたが、府民日より京都府のホームページには追悼式の実施案内しか掲載されず、すべての戦争死没者を対象とすることが記載されなかったり、廟嶺京都開拓団家族会や平和遺族会などの京都府遺族会以外の遺族団体には追悼式の案内が出されないなど、改定された実施要綱の趣旨が、関係者や府民に十分に周知されませんでした。また、追悼式の内容も、献花者は市町村割り当てで、結果として遺族会会員に限定され、原爆・空襲犠牲者や満蒙開拓団犠牲者の遺族を献花者に加える手立てが講じられていないなど、すべての戦争犠牲者対象の式典にはなっていません。

そこで、「すべての戦争死没者を対象にした追悼式」であることを府民だよりや京都府のホームページにも明記して周知・徹底すること、京都府遺族会本部・支部だけでなく、すべての遺族団体にも追悼式の参列案内を行うこと、献花者については、軍人・軍属の遺族だけでなく、外地において非命に倒れた者、内地における戦災死没者などの遺族にも柩を設けることなど、改善すべきだと思いますが、いかがですか。以上お答えください。

**【知事・答弁】** 浜田議員のご質問にお答えします。平和問題についてでございます。議員ご指摘の米軍レーダー基地等につきましては、これまでから府民の安心・安全に責任を持つ京都府として停波や二期工事をめぐり、問題が生じた場合には速やかに厳しく国に対応を求めてきており、今後ともこのスタンスに変わりはありません。

憲法と人権を考える集いにつきましては、共催や後援を承認する際には政治的宗教的内容を含む事業等ではないことを要件としている中、今回は講演者が憲法改正について特定の政党案の問題点を指摘する等の説明を受けましたところから、要件を満たさないと判断いたしまして不承認としたものでございます。

自衛官募集における宛名の提供につきましては、「都道府県知事及び市町村長は自衛官募集の事務の一部を行う」という自衛隊法第97条と「防衛大臣は自衛官等の募集に際し、市町村長に必要な資料の提出を求めることができる」という同法施行令第120条に基づき行われたものと承知しております。いづれも法令等に基づき行政として取るべき対応を行っているにとどまっているものでございます。

また、核兵器禁止条約についてでございますが、核兵器の廃絶は世界で唯一原子爆弾が投下された被爆国日本国民の願いであり、京都府においては、すべての国が核兵器を廃絶し、世界の恒久平和が確立することを願う立場から、これまでからいかなる国の核実験につきましても、私と府議会議長の連名で厳重な抗議を行っております。当該条約に関しては安全保障や外交上の問題であり、政府や国において適切に判断されるべきものでございます。国におきましては核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ね核兵器の廃絶に結び付く実効ある取り組みを進めていただきたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【保健福祉部長・答弁】** 京都府戦没者追悼式典についてであります。京都府戦没者追悼式は先の大戦で尊い命を失われたすべての戦争犠牲者に対する追悼式として毎年開催しているものです。本年度の実施要綱では戦没者については、軍人・軍属及び準軍属の他外地において非命に倒れた者、内地における戦災死没者等を含む戦争による死没者として明確に記載したところです。また追悼式の参列者の対象は戦没者の遺族など参列を希望される方として、府民だよりや府のホームページに掲載するとともに、市町村広報誌を活用するなど、府民への周知を図っているところです。参列者による献花については式典における時間の制約もあることから、市町村に選んでいただいております。なお、案内は団体の規模など考慮して来賓案内として送付しているところです。

**【浜田・再質問】** さきほど知事は、自衛隊への個人情報の提供について、法に基づいて行われているといわれましたけれども、現実の一部の自治体しかこれをやっておりません。多くの自治体はやっていないわけですね。私京都市の例をあげましたけれども、実は京都府もこの自衛隊の個人情報の提供について府内の8市町村が紙媒体で提供しているということが明らかになりましたが、京都府がそれは要請していたことも明らかになりました。私は、こうした要請は、撤回すべきだと思いますけれども、いかがですか。

核兵器禁止条約の問題ですが、今、世界は、戦争から平和への大きな転機を迎えています。朝鮮半島では、南北首脳会談、米朝首脳会談を通じて、平和への激動が起こり、北朝鮮の脅威を口実にした米軍基地のおしつけは、完全に破綻しています。国連では核兵器禁止条約が締結されて、各国の批准が進んでいます。そうした世界の流れのなかで、唯一の戦争被爆国である日本が、この核兵器禁止条約には批准すべきだと。このことについて国のやることだということにとどめずに、知事自身はこのことを

どうお考えになるか。これをお聞きしたいと思います。

最後に戦没者追悼式の問題ですけれども、実はこれ他府県を調べますと大阪府や千葉県など少なくない府県では、平和遺族会をはじめ、日本遺族会以外の遺族団体にも参加案内を送り、献花の枠も設けております。時間の制約とかいろいろ言われましたけれども、他府県で実施されているのに、なぜ京都府で実施されないのか。具体的に理由を示していただきたい。

**【知事・再答弁】**浜田議員の再質問にお答えします。まず一点目の自衛隊募集にかかる件ですけれども、先ほどご答弁いたしましたように、この提供につきましては法令等に基づき行政として市町村が行っている対応にとどまっているにすぎないと思っております。過去に京都府も要請をしたことがございますけれども、それは防衛大臣からの市町村に対する要請につきましては、私どものを添えてそういう要請が来ていることをお知らせしたものであると認識をしておりますが、今回の要請につきましては私ども取り立てて合わせた要請というのには行っておりません。いずれにしても法令に基づき行政として行っているものにとどまっているというふうに解釈をしております。

それから核兵器の禁止についてでございますけれども、先ほども答弁しましたけれども、京都府におきましてもすべての国が核兵器を廃絶して世界の恒久平和が確立することを願う立場でございます。先ほど申し上げましたように私と議長との連名で核実験が行われた場合には抗議も行っております。国におきましては核兵器国と非核兵器国との協力によりまして現実的かつ実践的な措置を積み重ねて核兵器廃絶に結びつく実効ある取り組みを進めていきたい。そんな考えを持っているのが私の立場でございます。その他の質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

**【保健福祉部長・再答弁】**京都府の戦没者追悼式でございますけれども、毎年度京都府として実施要綱を定めまして取り組みをさせていただいているところでございます。参列者による献花につきましては、参加される人数また参加の状況等踏まえて時間の制約等もございまして、市町村に参加者については選んでいただいているところでございます。なお案内は先ほどもご答弁させていただきました通り、団体の規模などを考慮して来賓案内として送付しているところでございます。

**【浜田・指摘要望】**自衛官の募集問題につきましては、知事は法令に基づく、あるいは防衛相の要請に基づくといわれましたけれども、いま国の方が憲法9条を変えて戦争する国づくりに進もうとしている。そういう国へですね、指示に従って自衛官の募集に協力するということは、地方自治体としてやるべきではないということを厳しく指摘しておきたいと思っております。

それから、核兵器の廃絶の問題ですけれども、いま被爆者として国際NGO・ICANで活動する、ノーベル平和賞受賞者のサーロー節子さんが日本を訪れ、講演で、日本政府が核兵器禁止条約を批准するように要望していましたが、安倍首相は、サーローさんに会うこともしませんでした。被爆者の核兵器廃絶を願う切実な声に、耳も傾けない今の日本政府の姿勢は断じて許せないと思っております。そういう政府の姿勢に京都府として、やはりものをいうべきだということを要望しておきたいと思っております。

それから、戦没者追悼式の問題ですけれども、各団体にと言われましたけれども、結局人数の少ない団体には送らないのかということですよ。結局京都府遺族会だけを通じて案内を送っているんで、その他の頑張っておられる遺族団体には案内が届いていない。団体を差別をするのかということ。団体のみなさんは声をあげておられます。この点はぜひすべての遺族団体に案内を送るということをぜひ改善をしていただきたいということを強く求めまして、次の質問に移ります。

## 原発事故からの避難計画の抜本的見直しを

**【浜田】**私は、今年の8月に、福島県南相馬市を訪問をして、被災地の現状を見るとともに、復興住宅に避難されているみなさんから要望をお聞きしてきました。原発事故から7年半経過しても、数万人ものみなさんが、ふるさとに帰れない事態を目の当たりにして、やっぱり原発事故が一旦起こったら、取り返しのつかないことになる、と痛感させられました。一方、国と電力会社は、原発事故がもうなかつ

たかのような対応を行っていることに驚かされました。その最たる例が、東京オリンピックを前に、外国人観光客に原発事故が終わっていないという印象を与えないように、モニタリングポストを減らしていこうという動きでした。そういうもとで、京都府に隣接する福井県で、4基もの原発を再稼働させたことは、きわめて重大です。

先日は、福島原発事故の原発立地自治体である大熊町、富岡町の関係者からの聞き取りを踏まえての「新規制基準と住民避難について」の学習会に参加しました。大熊町の町長さんは、「100人の職員が1万人の住民を数時間で避難させることがどれほど困難なことか想像つきますか」と問いかけられたといひます。あらためて、実効性のある住民避難計画が必要だと痛感しました。

そこでお聞きをします。

アメリカでは、州のオフサイト緊急時計画（住民避難計画）は、NRC（原子力規制委員会）が審査するしくみになっていますが、日本では避難計画が規制基準の対象になっていません。これをあらためさせることが必要だと思いますが、いかがですか。

原発事故が起こった際の広域避難をめぐることは、内閣府の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業も活用して、6月府議会で道路整備事業の補正予算が計上されましたが、その規模も中身も極めて不十分で、住民のみなさんが不安に思っている避難経路の遅れはまったく解消されません。地元住民からは「国道27号線が通行できなくなったらどうするのか、避難計画では想定されていない」「福井県との県境を挟んだ青葉トンネルは老朽化していて、いつ倒壊してもおかしくないが、放置されている」などの不安の声があがっています。住民が切実に求めている、避難経路の整備について、国に抜本的な支援を求めべきではありませんか。

実効性のある住民避難計画を考える上で、東京電力福島第一原発事故の経過と教訓に、あらためて学ぶ必要があります。大規模地震の発生からメルトダウンまで、短時間で事態が急速に拡大、暴走化するなかで、政府や県、市町村などの初期対応が、住民の安全と命を守るうえで重要なカギを握っていました。しかし、京都府と関係自治体の避難計画では、5キロ圏内から30キロ圏内までは、直ちに避難するのでなく、屋内待機になっていたり、避難先自治体との連携が不明確など、初期対応がきわめて不十分です。また、福島では、第一原発の立地自治体である大熊町とともに隣接する第二原発の立地自治体である富岡町の対応が求められましたが、京都府と関係自治体の避難計画は、隣接する大飯原発と高浜原発の同時事故を想定していません。そうした点も踏まえた避難計画への抜本的な見直しが必要だと考えますが、いかがですか。

**【危機管理監・答弁】**原子力災害の時避難計画についてであります。原子力発電所のUPZ内にある自治体にはその地域の実情に応じた避難計画の策定が義務付けられております。また関係府県関係市町が策定した避難計画については内閣府と関係府県で組織する地域原子力防災協議会において広域避難調整を行い、緊急時における国の対応と合わせて、発電所ごとに緊急時対応として取りまとめております。この緊急時対応については、同協議会において原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的なものであることを確認したうえで首相や関係大臣で組織する国の原子力防災会議に報告し了承を得ています。避難計画については作成後も訓練を通じて再評価を繰り返し絶えず実効性を高めていくことが求められております。国においては関係省庁あげて、引き続き関係自治体の地域防災計画、避難計画の充実化を支援し、災害対策の強化を図っていくと方針が示されており、京都府としても国と連携しつつ避難計画の充実に努めてまいります。避難経路につきましては昨年度から経済産業省の電源立地地域対策交付金により8路線で整備を進めている他、本年度京都府の要請に応じて創設された内閣府の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業で4路線が採択をされ、あわせて約4億円の事業費を確保して整備を進めております。国に対しては内閣府のモデル実証事業を恒久的な補助制度として大幅に予算枠を拡充するとともに、電源立地地域対策交付金の交付対象市町村の拡充により国が責任をもってUPZ内すべての自治体に十分かつ恒久的な財源措置するよう要望をしております。避難計画の見直しにつきましては毎年訓練を実施し、課題の検証を行うことにより、計画の実効性向上に取り組んでおり、本年8月には国主導の下で高浜、大飯両原発の同時事故を想定し、2日間にわたり意思決定訓練と広域避難の実動訓練を実施したところであります。意思決定訓練では、大飯オフサイトセンターで

現地合同対策本部を設置し、官邸や関係自治体とテレビ会議で結ぶ両発電所における事態の推移やモニタリング結果の情報共有、屋内退避や避難の指示、輸送手段や運転員の確保について自衛隊など参画のもと意思決定の手順を確認をしたところであります。翌日の実動訓練では避難指示に基づいて各府県において住民避難訓練を実施し、住民の参加を得てバス、ヘリ、船舶等による輸送、避難退避時検査場所での汚染検査、除染、広域避難先での受け入れなどを実施いたしました。現在国を中心に訓練全体の検証が行われており、検証結果を踏まえて同時事故の対応についても緊急時対応に盛り込まれることとなりました。京都府としてはこれとは別に実動訓練にかかる検証を行っており、国の検証結果を踏まえて、対応マニュアルの見直しに取り組んでまいります。

**【浜田・再質問】** 私どもは、直ちに原発再稼働を中止して、すべての原発を廃炉すべきだと考えますが、それでも、使用済み核燃料が大量に存在しているもとの、過酷事故が起こった場合には、住民避難が必要であり、実効ある避難計画の策定は不可欠だと考えております。いま答弁がありましたけれども、8月の避難訓練なども踏まえて、おそらくこれから避難計画の見直しということになるとは思いますけれども、その際、避難道路の整備と初期対応の体制確立ということを私いいましたけれども、これが最優先でやるべきだと考えますが、そのことの認識をお聞かせいただきたいと思っております。

**【危機管理監・再答弁】** 避難道路についてであります。先ほども答弁しました通り、より円滑に避難が実施できるよう国に対し、避難道路の整備についてさらなる財源の確保を引き続き要望していくということでございます。また、初動対応についてもマニュアルの中でしっかりと位置付けていくということと考えております。

**【浜田・指摘要望】** 原子力災害というのは、通常自然災害と異なり、住民と自治体にとっても平時から特別な対応が必要となります。たとえば、原子力発電と放射能に関する専門的知識や技術的知識を有する職員を日常的に確保し、育成をすることや、長期に広域にわたる避難となることから、広域的連携体制の確立と定期的協議なども必要になります。こうした対策についても、避難計画に明記するよう要望もして、次の質問に移ります。

## 北陸新幹線やカジノより、抜本的な防災対策を

**【浜田】** 最後に、関西広域連合のあり方についてであります。京都新聞の11月24日付に、発足8周年を迎えた、関西広域連合が「曲がり角」という記事が掲載されました。国の権限や財源を地方に丸ごと移管する地方分権改革が遅々として進まず、広域連合の存在感が揺らぐ中、広域連合のあるべき姿を模索していることが指摘をされています。私は、関西広域連合議員として、この2年近くの連合議会での議論をふまえて、いくつか質問したいと思っております。

まず、関西広域連合の第3期広域計画では、「今後の広域行政のあり方については、道州制のあり方研究会の成果や、海外の地方自治制度等を踏まえつつ、関西広域連合の役割や執行体制等の検討を進める」としていましたが、今行われている広域行政のあり方検討会では、「今の7分野に収まりきらないようなものを取り上げ、検討し軌道に乗せて、成功事例を積み上げていく」「関西広域連合の将来の姿は、道州制の関西州で府県存置と考える」などの議論が行われています。こうした議論は、「現在の7分野以外に事業を拡大することは決めていない」「道州制には進まない」という、この間の連合議会での議論とは異なるもので、間違っていると私は思いますが、いかがですか。

関西広域連合は、広域インフラの整備促進として、北陸新幹線の延伸を強力に推進しようとしています。さらに、山陰新幹線や四国新幹線の整備という議論まで始まっています。こうした不要不急の大型開発を進める動きに、京都府としては参加するべきではないと思っておりますが、いかがですか。

北陸新幹線の延伸については、自然環境や文化財、地下水への影響の問題、地元自治体の財政負担の問題、並行在来線はどうなるのかという問題など、関係自治体の住民の不安については、まったく解消されていないのに、延伸ルートの周辺地域でのポーリング調査が開始をされています。先日は、左京区

の宝ヶ池公園内での掘削工事中に業者が配水管を破損させ、大規模な断水が発生しました。また、京都市北区の雲ヶ畑、中川・小野郷などの山間部は、9月4日の台風21号で、大量の倒木や電柱の倒壊が起こり、長期にわたって通行止めや停電が発生しました。地域の住民のみなさんからは、「北陸新幹線どころか、台風被害からの復旧・復興、抜本的な防災対策を優先すべきだ」との声があがっています。当然だと思います。北陸新幹線の延伸は、促進するのではなくて、一旦立ち止まって、関係自治体の住民の不安や懸念の声に耳を傾け、見直すべきだと思いますが、いかがですか。

2025年の万国博覧会の開催地が大阪に決まりましたが、大阪万博は、カジノを中核とする統合型リゾート（IR）の誘致と一体であり、ギャンブル依存症などへの懸念があります。先日の関西広域連合議会11月臨時会の一般質問で、大阪府の議員の、カジノを中核とする統合型リゾート（IR）の誘致についての質問に対して、観光分野を担当されている西脇知事は、「IRのメリットとデメリットを検討している」としながらも、観光客の増大につながるとして、誘致に前向きな答弁をされました。しかし、京都ではすでにオーバーツーリズム、観光公害ともいえるべき大問題になっています。私は金閣寺の周辺に住んでおりますけれども金閣寺前の停留所前などは外国人観光客の行列ができて地元のみなさんが買い物に行ったり病院に行ったりするのにバスに乗れないという事態が起こっています。運転手のみなさんからも「何とかこの渋滞解決してほしい」という声も出されております。さらには違法民泊もドンドン増え続けているという状況があります。テレビや新聞でもこの京都のオーバーツーリズムの問題はいろいろ取り上げられていると思います。一方、大阪の方では、「カジノよりも防災対策を」「カジノより中小企業支援を」、こういう声があがっております。こういうカジノを関西に持ち込むようなIRの誘致については、京都府としては断じて協力すべきではないというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

**【政策企画部長・答弁】** 関西広域連合の在り方についてです。設立から8年が経過する中でこの間カウンターパート方式による災害被災地の復旧・復興支援、ドクターヘリの共同運航、また官民連携による広域観光の推進等関西全体の広域行政を担う責任主体としての取り組みを幅広く実施してきたところでございます。一方、国からの権限の委譲が十分に進んでいない中、広域連合の役割や執行体制を含めたこれからの広域行政の在り方を検討するため広域行政の在り方検討会を設置し、新たな広域事務の検討も含め関西広域連合が進むべき方向性を明確にするための検討が進められているところでございます。この検討会は平成25年当時でございますが、国レベルで道州制の議論が高まる中、地域のことは地域自らの意思と責任で担うとの観点から道州制の検討にかかる課題・問題点を洗い出すために設置をされました道州制の在り方研究会における議論を踏まえつつともに、社会・経済活動の広域化に伴い行政課題もますます広域化している中で、あくまで広域行政を担う責任主体としての関西広域連合の存在感、信頼感の向上に向けた検討を進めているものでございまして、国の統治機構の一つであり、広域連合とは設置の法的根拠や位置づけが全く異なる道州制への移行を前提としたものではありません。京都府といたしましては、引き続き広域連合の一員といたしまして関西の広域行政の円滑かつ着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

**【商工労働観光部長・答弁】** 統合型リゾートいわゆるIRについてであります。カジノによるギャンブル依存症などの問題が懸念される一方、国際会議場の施設や宿泊施設などが一体的に設置されるもので、海外の事例でも高い集客効果が認められており、これらを踏まえて国会で十分な議論の上で法制化されたものでございます。関西広域連合議会11月臨時議会での先日の西脇知事の答弁は広域観光・文化スポーツ振興担当の委員として、関西にIR施設ができた場合に懸念されている影響を最小限に抑えながら関西一円への誘客を促し、メリットを最大限に生かす施策の検討を深める答弁したにとどまるものでございまして、誘致について言及したものではありません。

**【建設交通部長・答弁】** 広域インフラの整備についてであります。関西広域連合では関西大都市圏の実現や大規模災害時におけるリダンダンシーの確保等を図るため広域インフラ検討会を設置し、関西における広域交通インフラに関する総合的な検討・調整を行うとともに、北陸新幹線等の整備・促進に関す

る国への要望活動を実施しております。北陸新幹線や山陰新幹線等をはじめとする公共交通インフラは国家プロジェクトでございまして、国土の均衡ある発展と強靱化のために必要不可欠なものでございます。そのため、その整備にあたりましては広域的な連携のもと計画的に進めることが重要であり、京都府といたしましても関西広域連合の一員として広域インフラ検討会への参加を通じて適切に役割を果たしていく必要があると考えております。北陸新幹線の整備につきましては、これまでから沿線市町村のご要望やご意見をお聞きし、その内容を国に伝えながら進めてきている事業でございまして、京都府といたしましては、引き続き沿線市町村と連携し、適切に進めてまいりたいと考えております。

**【浜田・再質問】** I Rの誘致の問題についてだけ再質問をさせていただきます。先ほど答弁で、関西広域連合議会での知事のあの答弁は、I Rを誘致をするというものではないといわれましたけど、率直に私関西広域連合議会での議論を聞いておりまして、大阪府や大阪市は万博とまさに一体にI Rを誘致をしようといっております、まあそれも関西財界の後押しもあってですね、そういっておりますですね。それに対して全体として、関西広域連合としてそれに協力をしていくっていう、そういう議論になっているのは事実です。そういう点では京都府は、じゃあこのI Rの誘致についてはどういう立場なのか。反対なのか誘致に賛成なのか。それについてははっきりと答弁をお願いしたいと思います。

**【商工労働観光部長・再答弁】** 浜田議員の再質問にお答えします。I R施設の誘致につきましては、それぞれの自治体が地域の実情に応じて判断されるべきものであるというふうに考えております。

**【浜田・指摘要望】** 今の答弁、当然納得できませんので、知事が答弁するつもりがあったら、答弁してほしいと思います。11月21日の関西広域連合委員会では、関西経済同友会の「『関西後期連合』を進化させ、『関西州』を目指せ」、こういう緊急アピールが紹介されました。11月30日には、関西広域連合、京都府、大阪府、関西経済連合が主催して、北陸新幹線建設促進大会が開催されました。今年10月に再開された「KANSAI 統合型リゾート研究会」の委員には、カジノ誘致に熱心な和歌山県の経済同友会幹事が入っております。つまり、今回私が指摘したどの問題も、関西財界の要望に基づいて、関西広域連合が推進しようとしているわけです。もはや、関西広域連合は、住民の福祉の増進をはかる、という地方自治体本来のあり方をゆがめております。そのような関西広域連合は、もう必要ないということを指摘して、質問を終わります。

## 安倍政権の相次ぐ改悪から府内の農林水産業を守れ

【原田】日本共産党の原田完です。農業、漁業、林業の問題にかかわって、京都府の果たす役割について知事並びに関係理事者に質問します。

安倍政権において、農業ではTPP11、日米FTAの推進や農業関連8法案の改悪、林業では地域林業のあり方を歪める森林経営管理法、漁業でも沿岸漁業と水産資源の管理などを歪める「漁業法」は十分な審議を経ず強行可決。これらの改革は一次産業の成長産業化を押し付け、儲かる所を民間大手や海外企業に委ね、小規模事業者を切り捨て、日本の資源を売り渡すものです。

私は、12月8日未明の強行採決に、怒りで涙の討論を行った紙智子参議院議員、倉林明子参議院議員とともに、8日の午後に京都府漁協幹部や舞鶴の主要定置の社長と懇談会を行いました。漁業の現状や強行された漁業法改悪への怒りと昨年の懇談で話題になった定置への助成予算が初めて政府概算要求に計上されたことに共感が広がる懇談となりました。

9日には福知山で、生産組合や機械組合、営農法人等々の農業関係者、約150人が参加し、個別所得補償、種子法、集落営農、高齢化と後継者不足等々、厳しい現状や要望を伺ってきました。

日本の第一次産業を一層苦境へとする安倍政権は、財界主導の規制改革推進会議の意向を受けて、現場の声を聞かず、実態や役割が顧みられないことは重大であり、本府の姿勢も問われています。知事は、本府の農林漁業従事者の厳しい状況をどのように認識しておられるのか、さらに、安倍政権の一次産業の改革に反対するべきですがいかがですか。また、本府の一次産業をどのように守るのか、見解をお聞かせ下さい。

## TPP11、日米FTAから農業を守り、食糧自給率向上のための取り組みを

【原田】その上で、まず農業問題についてお聞きします。

第1にTPP11と日米FTAにかかわる問題です。経済主権や食糧主権を売り渡すTPPの本質は変わっていません。

さらに、日米FTAは、米国からの市場開放・規制緩和圧力も加わり、TPP以上に影響が広がる懸念があります。

日本では2017年度の食料自給率が38%と発表されました。安倍政権は25年には自給率を45%に引き上げる目標を掲げましたが、まさに逆行した政策です。

日本の農業を巡る深刻な国際情勢に加え、安倍政権は「攻めの農政」といって、農地法、農協法、卸売市場法、主要農産物種子法等を次々と改訂あるいは廃止し、農業経営の規模拡大や企業参入、輸出戦略の強化など悪政を押し付けています。これでは農業の担い手がさらに減り、条件の不利な農地が切り捨てられ、国内の自給力は弱体化する一方です。

京都でも、センサスを見ると高齢化による離農が進み、就業人数で2005年で39406人が2015年には24760人まで減少し続けています。

農業の状況は深刻化しているにも関わらず、政府は農産物輸出の強化や6次産業化といった農業振興方針のほんの一部の成功例ばかりを強調してきました。競争、効率一辺倒では、京都の農業を担ってきた家族経営、小規模農業を置き去りにする、まさに亡国の農政を進めてきたのではないのでしょうか。

国策で価格の安い輸入品とのさらなる価格競争を農家に強いる政策はまともな農業支援ではありません。食料自給率が4割を切る国で輸出を強めて「稼ぐ農業」を推進するなど本末転倒です。

そこで伺います。京都の農業が年々厳しくなる中で、TPP11の影響をどのように認識しているのかお答えください。

また、日本の農林水産業を第1次産業にふさわしく位置づけ、自給率を大幅に引き上げることこそ急務だと思いますがいかがですかお答えください。そして、そのためにも、国に対してTPP11の発効中



止と日米二国間 F T A 交渉の中止を求めるべきではありませんか。

## 小規模農家を支える世界の流れを尊重した施策を強化せよ

【原田】第2に国連における「家族農業の10年」にかかわって伺います。

京都の農業は1ha未満が10500軒、5ha未満4500軒と家族農業が圧倒的です。国連では来年19年から家族農業の10年として、小規模家族経営農家を守ることで農業経営支援を位置付けた取り組みが求められています。世界の食糧の8割が小規模・家族農業によって生産され、食糧安全保障や食糧主権を支える基盤であること、さらに土壌保全、生物多様性の維持、地域経済の活性化や雇用創出等の多面的な役割の担い手として認められていることなどが背景にあります。

家族農業の10年とともに、国連で「小農と農村で働く人々の権利宣言」が採択されました。これは行き過ぎたグローバル経済への反省から、小規模農家の食料主権確保への貢献を評価し、種子の安定的な提供への措置、協働組合への支援措置等を明記する画期的なものです。これら権利を保障することが、家族農業の10年の具体化になると思いますが、日本政府は棄権と国際的潮流に背を向けています。

日本共産党は、安倍政権の大規模化、効率一辺倒の農政を厳しく批判し、食料自給率50%台への早急な回復を国政の柱に据え、農林漁業の多面的な発展、多様な家族経営が成り立ち、安心して就農できる価格保障や所得補償など経営条件を抜本的に改善することを提案してきました。

京都府でも、負の影響に晒されている小規模・家族農業を公的政策の責任において保護することや持続可能な社会実現のため潜在的力が発揮できる政策的支援が求められています。

そこで伺います。京都府として「家族農業の10年」、「小農権利宣言」実現をどのように捉えているのか。本府は国が「小農権利宣言」を棄権したことについて、抗議を行うべきではありませんか。また具体的にどのような施策・事業を推進されようとしているのかお聞かせください。特に家族経営農家、労働賃金など他からの所得で農業を支えている兼業農家の支援、農村地域では若手と言われる定年退職後の農業従事者、地域を守る農業者を支え、農業で成り立つ農家経営への支援、地域振興にどう取り組もうとしているのかお聞かせください。

また、地域振興、地域を支える里の仕事人が現在15人配置されていると思うが、地域を丸ごと支え、その支援を奮闘されている役割をどう評価しているのか、また、里の仕事人の増員で地域支援を強化することが必要と考えますが如何ですか。

## 府内で安心して農業を続けていけるために寄り添った支援を

【原田】第3に本府の農業を守り発展させるための府が果たすべき役割についてです。今年のコメの作況、農家の話をうかがうと網下米が大量に発生しており、実態は1割ぐらい減収だと嘆いていました。農協の概算払い金が引き上げられても、農家の減収は確定だともいわれています。

さらに米の戸別所得補償が廃止され60Kg当たり850円程度の減収が確定しており、例えば20haの農家では150万円の減収と大規模農家ほど厳しい事態となっています。農業関係者からは、地域で中核的に頑張っておられる大規模農業者が、意欲を失い、借金返済のめどが立ったら農業をやめると言われているとも聞きます。大規模・小規模にかかわらず、農業者の意欲を失わせる農業政策を抜本的に見直さなければ、取り返しのつかない重大な事態に成りかねません。

そうした中で、地域農業を支え、最後の砦となっているのが、集落営農組織であり、個人の努力で地域農業を支えている農業者ではないでしょうか。

そこで伺います。京都の農業を支える農業者の多くは小規模農家であり、家族経営、兼業農家をはじめ様々な担い手によって成り立っていますが、その潜在力、自給力をどう評価しているのかお聞かせください。同時に集落営農リーダー後継者づくり、農業機械、トラクターやコンバイン等々の更新、オペレーターづくり等々課題は一刻も猶予がありません。現状どのように捉え、打開策をどのように考えているのでしょうか。特別な支援制度の検討が必要ではないかと思いますが如何でしょうか。

また、政府が「日本の農業は競争力がない」などと否定するのは、根本的に間違っています。日本農

業は世界でも類を見ない効率的で生産性の高い農業です。農地1haあたりで何人の人を養えるか。オーストラリアは0.1人、アメリカは0.8人、ドイツは4.5人です。わが日本は、10.5人です。これは水田という最も高い生産力をもつ農地が中心で、日本の農業、農業者が、優秀だからです。この農業の利点を京都府でどう生かしてこうとしているのでしょうかお聞かせください。

若い後継者づくりについて、新規就農者は2011年度の「青年就農給付金」は年間最大150万円の営農資金を最長5年間交付しますが、就農3年目に経営状況を評価し、経営改善が図られない場合には支援を打ち切る中間評価制度を導入しました。評価制度は、農業経営が、計画通り進んでいるかを評価し、不良と判断すれば営農資金の打ち切り、場合によっては返還を求めるものです。

中間評価制度の導入は、新規就農者の増加にブレーキとなりかねず、京都府は従来通り支援を強めるのかどうか。また国に対しては撤回を求めるべきではありませんかお答えください。

## 漁業法の改悪を許さず、漁業者が真に喜ぶ支援こそ進めよ

【原田】次は漁業法についてです。

先日も舞鶴や浅茂川、湊、間人等の漁業者と懇談をしてきましたが、異口同音に言われるのは漁業の深刻な実態で定置も底引きも漁獲減、魚価の低迷だ言われ、後継者問題が言われていました。定置の更新には莫大な借金を要し、その深刻さは存続に関わると言われていました。この間、台風被害の定置に対して初めて、初めて助成制度が作られ大変喜ばれ、また、湊では市場はないため、舞鶴やその他に移送にあたって、製氷機の設置で負担軽減になったと言われていました。

また、国でも一貫して私達が求めてきた定置網への漁船並みの支援が、第一次概算要求に計上されたとも聞きます。

その一方で安倍政権は漁業法を70年ぶりの基本原則を骨抜き改悪、漁協から権利をはく奪し民間導入を規制改革推進会議の意向を受け、官邸主導で強行しました。強く抗議するものです。

現行の漁業法は、漁民の総意で漁場を民主的に運用するため、地元の漁業者が全員加入する漁協に沿岸漁業権の一括する仕組みであり、戦前に羽織漁業者の利益独占の反省から作られた制度です。地元優先の漁業権のもと、漁村社会の豊かな文化と海の資源・環境を守ってきました。漁業法の根幹をゆるがし、京都府でも漁業法の改定により沿岸漁魚は大打撃を受ける危険があります。

そこで伺います。定置網への支援制度の実現に向けて要請を引き続き強めていただく事を求めますがいかがですか。

漁業法は、その漁業権を知事が直接企業に与え、地元優先のルールを廃止するものであり許されません。水産庁は、地元漁業者が漁場を「適切かつ有効に活用」している場合は継続して漁業権を与えるとっていますが、恣意的に運用しない保証はありません。漁業権を引き続き地域の代表として漁協への付与の継続、漁協未加入者法人等への漁業権付与は撤回するよう国に求めるべきです。

漁業権を審議する海区漁業調整委員会の公選制も廃止し、知事による任命制としています。公的資源の海の活用であり、公であるなら当然、公選制の維持が必要ですし、第一条の目的から「漁業の民主化を図る」の文言を削るなど、認められるものではないと思いますがお答えください。

漁業は94%が小規模沿岸漁業です。漁業政策に求められるのは、小規模沿岸漁業を中心に据えることであり、地元の漁業権を企業に明け渡すことは許されません。京都府知事として強行された漁業法改定に反対の意見を行うべきだと思うが如何ですか。

## 森林経営管理法に反対し林業を支える支援を

【原田】次に林業についてお聞きします。

今年度の災害では、土砂崩れや倒木の問題に直面しました。防災や国土を守る観点でも、林業の立て直しや持続可能性の確保は急務です。

しかし、林業経営は厳しい状況にあります。国産材は経営努力でやっとな輸入材に迫る価格まで近づきましたが、TPP11やヨーロッパとのEPAで低関税になれば、外材に立ち行かない事態になり、一層

厳しい環境に林業が置かれることとなります。

さらに今年5月に成立した森林経営管理法も問題です。この法律は山林所有者に適時に伐採、造林保育の実施を義務付け、義務が果たせない時に市町村に経営管理権を譲渡するものであり、しかも所有者が譲渡を断った場合でも知事の判断で取り上げることを可能にする非常に強権的なものです。

そもそも森林経営を厳しくさせたのは、木材価格の低迷により採算割れが根本にあり、過去の失政への反省もなく法施行は問題です。さらに、市町村には林業関係の専門家がない場合もあり、多大な負担を掛けることは目に見えています。そして、もうかる山を伐採業者に売り渡す中で、日本の森林資源の持続可能性を確保できるのか、短伐期皆伐が横行し、防災を含む山林の多面的機能が大幅に低下する危険もあります。

京都府の厳しい林業を成り立つよう応援することが求められますが山主、森林組合、関係事業者への支援を考えられているのでしょうか。また、強権的な運営、各自治体に負担を強いる森林経営管理法に反対の意見を上げるべきではありませんか。

**【知事・答弁】** 原田議員のご質問にお答え致します。農林水産業に関する認識についてでございます。農林水産業は国の基といわれるように、国民への食糧の提供だけではなく、水環境や自然景観、生物多様性の保全、防災の機能、さらには地域コミュニティや伝統行事、食文化と深く結びつき、様々な面で大きな役割を果たしています。

一方で、農業従事者の全国的な減少や高齢化、耕作放棄地の増大をはじめ、農林水産業の状況が厳しさを増す中、国は一連の農政改革を通じて、農林水産業を産業として、若者達が将来に希望の持てるものになるよう、政策の充実を目指すこととしていただいております。京都府としては農林水産業が将来性のある、また魅力ある産業として成長することは若者の新規就農にも繋がるなど、地域の活性化の観点からも大切であると考えております。

しかしながら、その一方で中山間地域が7割を占め、小規模な家族経営の多い農業、木材価格が低迷し担い手が十分に確保できず、また、小規模な施業地が点在している林業、多様な魚種を供給する小規模な沿岸漁業が多くを占める漁業などの京都府の実情をふまえ、事業者を支援する細やかな政策を同時に講じることも重要と認識をしております。こうした観点から、国との関係につきましても、活用すべき施策はフルに活用しつつ、地域の実態をふまえた細やかな政策の充実を強く要望する一方で、府独自の事業を組み合わせ、現場を力強く伴走支援することによりまして、多様で特色ある京都ならではの農林水産業や農山漁村の暮らしを守ってまいりたいと考えております。

**【農林水産部長・答弁】** 農業問題についてであります。TPP11等の貿易協定と食糧自給率についてです。貿易協定については、総合的な国益の観点から、国において決定されるもので、TPP11についてはすでに国会で承認されております。京都府としましては、交渉が始まって以降、国に対し生産現場が混乱しないよう、必要な情報開示や府の実情に沿った対策を実施するよう要望活動を行ってまいりました。さらに、TPPについては米国の離脱やTPP11の合意をふまえ、本年5月、国の試算にない生産分野等も加えて、影響試算を行い、生産額ベースで最大12億円減少する可能性があるとの結論を得たことから、引き続き対応を国に求めてまいりました。

こうした強い要望活動の結果、国はTPP関連の補正予算を平成27年度から3年間に渡り計上し、京都府においては50億円を超える予算を獲得して畜産、酪農の生産基盤の効果や中山間地域を含む産地の競争力を高めるための施設整備等をこれまで進めてきたところであります。

現在、国で検討されている本年度2次補正予算案にも、TPP関連の予算が盛り込まれる方向との情報もあり、引き続きこれら国予算も活用し、マーケットの実情に応じた生産体制の強化を図ることで、農林漁業者を支えてまいります。

また、食糧自給率については、国が国民に対する食糧の安定供給を確保する責務を有し、国産の作物の消費拡大や農業生産の増大を図る施策を総合的に推進しているものとしております。京都府といたしましては、地場産業との結びつきや、農業者の高い生産技術をいかし、需要が旺盛な京野菜生産や酒米などへの転換を推進するとともに、宇治茶の振興などを通じて京都ならではの足腰の強い農業経営を育成

し、食糧の安定供給にも貢献してまいります。

次に、国連における家族農業の10年等についてであります。家族農業の10年や農村地区で働いている農民及びその他の人々の権利に関する国際連合宣言は、家族農業の重要性について国際的に認識し、飢餓や貧困の撲滅達成を目指して提案されたものと理解しています。これらに対する日本の対応は国として総合的に判断されたものと考えています。小規模な家族経営が大部分を占めている京都府の実情をふまえ、その持続性が確保できるよう、集落営農組織の他、定年帰農者への技術指導等により、小規模零細農家を含め地域を守る様々な農業者をきめ細かく支援してまいります。

また、京都府では農村集落を命の里と位置づけ、職員自ら里の仕事人として現場に入り、地域の課題解決と一緒に取り組んでまいりました。こうした取り組みを通じて特産品の開発による地域の所得向上や雇用創出、都市農村交流の活発化などの成果も出てきており、引き続き市町村と連携してしっかりと伴走支援をしてまいります。

次に、京都府の農業を守り発展させていくための果たすべき役割についてであります。中山間地域を多く抱える京都府では、小規模な経営や集落営農組織が農業、農村を支える重要な担い手です。こうした小規模な農家は高品質で付加価値が高く、多様なニーズにきめ細かく応える能力があるといわれています。このため、新品種導入、共同機械の整備、販路拡大など、ソフト・ハード両面から様々な支援をしております。さらに、後継者育成や経営力のあるリーダーの要請などを目指し、担い手要請実践農場や京都農人材育成センター等で人材育成に取り組んでいます。

また、水田はため池、水路などの水利施設とも一体となって持続性にも優れた日本特有の生産システムであり、農地の大部分を占めていることからこうした水田をいかに農家を支えることが大切と考えています。国の米政策の見直しをふまえ、農家の所得を確保し、水田を含む農地を守るため、府の独自政策として共同機械の導入等による米生産の低コスト化、また、酒米など実需とのマッチング支援やブランド力向上のためのPR強化、そして米から京野菜など高収益作物への転換促進の3つの柱で対策を展開しているところです。特に酒造業界からのニーズの大きい酒米、京のかがやきなどへの転換に対し、個々の農家に直接交付される産地交付金制度について、国に対しその充実を強く要望しており、これらの支援策を有効に組み合わせながら京都の水田農業を守ってまいります。

若手新規就農者を確保するための、農業次世代人材投資事業については、新規就農者の着実な経営確立を図る観点から31年度に市町村が営農状況や経営実績の中間評価を実施することとされています。評価の結果、経営実態が不良であり、かつ、改善の見込みがないと見られる場合はその後の給付が受けられなくなる可能性があります。返還まで求められるものではありません。京都府としましては新規就農者が厳しい評価を受けることがないように、自立へのサポートに取り組んでおりまして、引き続き市町村や商工関係団体とともに農業改良普及センターを核とした京の農業応援隊によりまして技術面、経営面からの指導を行い、新規就農者の定着を支援してまいります。

次に、漁業問題についてであります。国が平成31年度、予算概算要求に新たに盛り込んだ漁具リース支援制度は定置漁網など府内でも非常にニーズが高く、これまで府として継続して国に制度創設を求めてきたところ、今般具体化されたものです。さらに、国に対して本事業について十分な予算確保と小規模な漁網も対象とするよう要望するとともに、台風で被災した定置網等の漁具の復旧を支援する事業創設も強く求めているところです。今後とも、府内漁業者の経営を支えていくため、必要な支援を要望し、また十分に活用してまいります。

水産資源の減少等により生産量や漁業者数が減少する中、適切な資源管理のもとで海面の有効利用を図り、漁業の成長産業化を目指すとした漁業法改正法については既に可決されたところですが、現在の漁業権者が漁場を有効利用している場合には継続して免許されることとなっており、また、海区漁業調整委員会の委員選任方法が従来の公選制から知事選任制に変更される点については、選任にあたり知事は委員になろうとする者を公募するほかに、漁業者や漁業者団体等が推薦するものを尊重しなければならないことなど、漁業者の意見を重視した仕組みとなっています。なお、「漁業の民主化」については国によれば、法制で当時の封建的な漁業慣習・慣行がこれまでの運用により既に解消されていることから、現時点で法の目的とする必要はないと判断されたとのことであり、その是非については国会において議論されるべきものであると考えています。京都府としては、現場で頑張っている漁業者が安心して漁業

を継続できるよう、海区漁業調整委員会の意見も聞きながらこうした制度を適切に運用することが大変重要と考えています。こうした観点に加え、水産資源管理の強化や沖合漁業の生産性向上などが打ち出された今般の法改正にあたって、京都府としては沖合漁業の総合区域や期間の見直しなど、小規模零細な沿岸漁業の経営体が多い府内漁業の実情に配慮するよう国に求めています。

今後とも、制度運用や予算確保を国に要望するとともに、府としても必要な施策を講じ、京都府の漁業や漁村の維持、発展を図ってまいります。

次に、林業問題についてであります。来年度から施行される森林経営管理法は森林所有者が所有森林について適切な管理運営を持続的に行う責務があることを明確化した上で、森林所有者自らが経営管理をすることが困難な森林を対象とし、原則、所有者の同意のもと、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐなどして、森林の適正管理を図ることにより、土砂災害リスクの低減など、防災面も含めまして森林の多面的機能の発揮に資することを目指すものです。議員ご紹介の知事の裁定については、現に森林の経営管理が行われていないにも関わらず、所有者の意思表示がないなど、森林の防災機能等の多面的機能の発揮を図るためにやむを得ない場合に措置するものであり、不同意の所有者に意見書の提出機会を提供し、その内容や地域における事情も勘案するなど森林所有者の意向や権利にも配慮した仕組みとなっています。京都府といたしましては、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムが適切に運用されることにより、意欲と能力のある林業経営者の施業の集約化や効率化が図られ、その収益が所有者などにも還元されるよう、現場の関係事業者等と協議を進めてまいります。

さらに、こうした取り組みと併せて、高性能林業機械や路網等の基盤整備、担い手の育成確保などによる、意欲のある林業経営への支援や府内産木材の利用を推進するなど、府内の森林資源が着実に循環利用されるよう、引き続きしっかりと、取り組んでまいります。

**【原田・再質問】** ご答弁いただきました。知事は色々と言われましたけれども、国の施策を是としており、産業としての施策の充実といわれましたが、今の認識では、京都の農林漁業は守れません。地域や環境を守る京都の農林漁業を支える圧倒的な小規模事業者の減少は止まらない。府民の命と暮らしを守る立場で国の一次産業政策への姿勢をもう一度お伺いしたいと思います。

さらに、京都府の農業の最後の砦「集落営農組織」が農業者の話を聞くと、少なくない組織では解散も検討と言われています。もし解散ともなれば大量の耕作放棄地が発生しかねません。

この事態にしっかりと状況を把握し、事業継続への再投資支援は必須の課題です。集落営農、地域農業支援、施策方針について再度お答えください。

**【知事・再答弁】** 私共といたしましては、まずは農林水産業を取り巻く状況の厳しさを十分に認識しながら、しかも先程申し上げました京都府の農林水産業が抱えている実情を十分に現場で把握した上で、国との関係につきましては活用すべき施策はフルに活用し、地域の実態をふまえた細やかな政策の充実を強く要望する一方で、我々が独自に取り組んでおります事業を組み合わせまして、現場で力強く伴走支援をすることによりまして、ご指摘のありました京都府における水産業、また農山漁村の暮らしをしっかりと守ってまいりたいと考えております。

**【農林水産部長・再答弁】** 小規模な農業者を初めとした農業者の支援についてでありますけれども、農業が生産以外にも地域にとって重要な産業であることに鑑みまして、その小規模な経営の持続性が確保できますよう、これまで通り集落営農組織、しっかりとハード・ソフト両面から支えてまいりたいと考えております。

**【原田・指摘要望】** 国の第1次産業の破壊は暴走政治です。府が来年度予算で戸別所得補償、集落営農の機械更新、新規就農者支援、定年者の就農促進・支援、漁業、林業支援を求めて質問を終わります。

## 美山診療所の医師確保、住民のいのち守るへき地医療への支援を

【島田】日本共産党の島田敬子です。先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。まず、第一に、美山診療所の医師確保及びへき地医療支援についてです。

美山診療所は、1998年、美山地域にあった民間診療所の閉鎖を受け、旧美山町が支援し、将来にわたって美山地域の医療を担う施設として設立され、医療法人財団美山健康会に任せる「公設民営方式」で運営されています。平成28年度には、本府もへき地診療所に指定し、府保健医療計画にも明記をされました。

美山地域は合併後25%も人口が減少し、現在4000人弱となり、高齢化率は45%を超えています。基幹病院が整備された市街地から遠く離れ、340平方キロメートルという広大な山間部で、老人保健施設15床と入院ベッド4床を運営されています。美山地域で唯一、24時間365日、医師や看護師が常駐し、緊急時のけがや急病の患者に対応し、住民の命を支えるとともに、介護施設と連携しながら地域包括ケアを行う要としての役割を果たしておられます。

この美山診療所で常勤医師として15年間にわたり献身的に医療活動を行ってこられた尾寄医師が今年75歳を迎えられ、7月には美山診療所を辞任する意向を表明されており、現在に至っても後任医師を確保できず、さらに、人口減少等で医業収入が減少し、赤字経営を余儀なくされています。こうした中、美山健康会理事会は、入院病床の中止など柱とする「事業改革構想案」を提案されました。これは、医師確保の条件整備のために、現在の医師の業務量を減らすしかないという苦渋の選択ですが、患者・住民の間から大きな不安の声が上がっています。

現在、まちづくり委員会と各振興会、美山健康会が協力して住民アンケートが取り組まれています。1週間余りの間に1300通を超え、現在の美山診療所の存続を願う声が多数寄せられています。自由記述欄には、診療所に命を助けてもらい、家族みんなお世話になっている。美山の医療を守ってほしい。安心してかかれる医療機関がなくなれば、生きていけない等、びっしりと書かれています。

そこで伺います。これまで有床診療所として入院機能を持ち、4000人の住民の命と健康、地域医療を支えてきた美山診療所の機能と役割を引き続き存続させることが必要と考えますが、本府の見解をうかがいます。

この間、南丹市議会でも党派を超えて、診療所の医師確保と地域医療存続の要望がだされるなど美山診療所の存続は、オール美山の声となっています。地元では美山診療所医師確保対策検討委員会が組織をされる中、現場医療機関や南丹市からも京都府や近隣医療機関に対して医師確保のための支援・協力依頼が寄せられていると承知していますが、これまでの本府の取り組みと支援の内容について、また、現段階の医師確保の見通しについてお聞かせください。

本府もご存じのように、これまで尾寄医師が二人分以上の医師業務を担っておられる現状を考えますと、後任については常勤医師を複数で配置することが必要と考えますがいかがでしょうか。

後任が決まるまでの間、緊急対策として、尾寄医師の業務軽減のために医師派遣の支援が必要と考えます。へき地医療支援病院である中部医療センターからの医師派遣はなぜできないのでしょうか。中部医療センターの医師が不足をしているのであれば、府立医科大学付属病院から同医療センターの医師確保に支援をいただきながら美山診療所への医師派遣を行うことができるよう機能拡充が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次にへき地診療所の運営への支援についてです。美山診療所のような有床診療所では、入院基本料が、病院に比べて著しく低く、さらに、山間へき地にあることから、きびしい経営状況におかれているのが実態です。これに加え、寒冷地対策としての水光熱費、人材確保のための交通費がかさむ等、へき地特有の負担もあります。京都府内に16か所ある「へき地診療所」も経営環境としては同じような状況ですが、他は公設公営であり、行政からの財政支援により経営が維持されています。

そこで伺います。美山診療所と同様の機能を担っている和知診療所では、行政から1億円余の補助金

が抛出されていますが、美山診療所は民営であることを理由に決して十分な財政補助が行われてきませんでした。南丹市の努力も始まっていますが、本府としても何らかの財政支援が必要と考えますがいかがですか。また、へき地医療を支える診療所への診療報酬の改善を国へ求めるべきです。いかがでしょうか。

**【知事・答弁】** 島田議員のご質問にお答えをいたします。美山診療所の医師確保とへき地医療支援についてでございます。超高齢者化を迎える中、住み慣れた地域で安心して暮らすためには地域医療を確保していくことが重要でございます。とりわけへき地医療につきましては拠点病院を10ヶ所、へき地診療所を16ヶ所指定し施設整備や運営費に対する補助を通して地域で必要な医療体制を整備しております。

公設民営で運営されます美山診療所につきましても、へき地診療所として指定しCT等の設備整備への支援をおこなっております。今回南丹市と美山診療所の運営法人から診療所の医師確保について相談を受けた際には、南丹市が直営する美山林建センター診療所も含め美山地域の医療のあり方について将来を見据え住民の医療ニーズに合った診療所の機能や経営の見通しを立てる必要があると申し上げているところでございます。

これを受けまして南丹市におきましては近隣の病院や地区医師会が参画する懇談会を8月に開催し、そこでは診療所の担う役割を明らかにしたうえで関係者間における支援のあり方を検討すべきである。

また近隣の病院、診療所との入退院連携等の仕組みづくりが必要であるとの意見が出され、引き続き検討されているところでございます。

また医師確保につきましては地域医療センターに設置している京都府医師バンクに就業相談があった医師に対して優先的に基山診療所の求人情報を提供するなどの対応をおこなっており、何件かの問い合わせがあったところでございます。今後とも南丹市の意向をふまえながら地域においてその役割が果たせるよう支援をしまいたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

**【健康福祉部長・答弁】** 美山診療所の医師の配置についてであります。先ほど知事のご答弁いたしました通り地域医療を守る観点から、隣接する美山林建センターの診療所を含め設置者である南丹市として住民の医療ニーズに合った診療所の機能や経営のあり方を検討することとし、現在懇談会を設置され美山地域の医療のあり方について協議されております。京都府としてはその結果をふまえて必要な支援を検討することとしております。

京都中部総合医療センターについては、へき地医療拠点病院として平成29年度は美山林建センター診療所や和知診療所に年間290回医師派遣を実施しているところです。さらに本年12月1日には同センターを地域医療支援病院として南丹圏域で初めて承認したところであり、南丹市等からの地域医療への支援要請に適切に対応されるものと考えております。

京都府ではへき地診療所の運営必要な機器整備への補助は官民間問わずに行っており、美山診療所に対しても昨年度はCTスキャンを今年度はX線撮影装置の整備支援をおこなうこととしているところです。また診療報酬についてはこれまでから国に対し診療所や開業医が地域において果たすべき役割等を法的に位置づけるとともに診療報酬体系についても必要な措置や見直しを講ずるよう要望しているところです。

**【島田・再質問】** ご答弁をいただきましたが、地元の緊急の事態、対応には答えられておりません。中部医療センターからなぜ林建センターや和知診療所には派遣できるのに美山診療所には派遣できないのかという理由について再度ご答弁をお願いします。

11月22日、平成30年度京都府保健医療功労者授賞式で、知事は、美山健康会の活動を「長年にわたり、へき地診療所として、医療提供体制の整備や訪問診療、訪問看護、訪問リハビリの推進に尽力する等、地域医療の充実と向上に貢献した」と高く評価されました。この通り美山地域の3分の1の方が利用され、70歳以上の高齢者の実に56.4%が受診されているのが美山診療所です。構想案は診療所の入院病床を廃止し介護医療院にするというものでありますが、それでは夜間当直の医師がなくなり夜間休

日の初期救急もできず、在宅等のターミナルケアにも対応できません。そして介護医療院に転換すれば二度と入院病床を確保することはできません。

私は南丹市議会を傍聴させていただきました。超満員の地元住民の傍聴の中、南丹市長は「医師確保、診療所の存立は待ったなし、行政の最重要課題として自覚し決意している」と答弁されました。その南丹市と思いを同じくし、緊急課題として美山地域の医療を継続的に確保し、現在の水準を存続するために入院病床を確保維持することが重要なんです。明確に入院病床の存続等について答弁を再度いただきたい。表彰されました知事の決意をご答弁いただきたいと思います。

診療所存続の最大の困難は医師確保です。これも、南丹市議会で市長が明言されているとおり、医療法等で、「医療提供体制の確保の責任と権限を有るのは京都府」です。その責任を果たしていただきたいと思います。「引き続き検討中」などと言っている事態ではありません。現場任せにせず、府の役割発揮を求めますが、今後何を強化されるのか。ご答弁をいただきたいと思います。

今後の医療のあり方についてもご検討中ということでございますが、その点では医療現場の調査・検討の報告があります。国の調査報告書を考察しますと、人口10万人当たりの入院ベッドの全国平均を美山にあてはめるとベッド数は47.3床。医師数は9.8人となります。

また人口や面積などの地理的条件で、美山地域と同じ規模の自治体に北海道黒松内町がありますが、ここでは、3つの診療所に医師9人がおられ、自治体から2億1200万円が拠出されています。

美山診療所は2度の補正で合わせて5000万円にとどまっています。常勤医師複数配置の必要性の認識と財政支援強化策についても再度明確なお答えをいただきたいと思います。いかがですか。

**【知事・再答弁】** 島田議員の再質問にお答えをいたします。超高齢化社会でございます。住み慣れた地域で安心して暮らすために地域医療を確保することが重要だという思いでございまして、特にへき地医療に関しましては必要な体制を整備することが必要だと思っております。

ただいま議員ご指摘でございました美山診療所が美山地域においてこれまで地域医療に果たしてきた役割を高く評価するという思いは今も変わるところではございません。ただ現在南丹市等におきまして今後の地域医療のあり方についての検討が進められておりますので、その検討結果をふまえながら結果が出ますれば早急に支援に対する検討を我々も進めてまいりたいと思っております。その他の再質問につきましては関係理事者から答弁をさせていただきたいと思っております。

**【健康福祉部長・再答弁】** 京都中部総合医療センターから美山診療所への医師派遣についてでございますが、先ほどご答弁させていただきました通り今現在設置者としての南丹市の方がそういう意味では住民の医療ニーズにあった診療所の機能また経営のあり方について懇談会で検討されているところでございます。その検討の結果をふまえて地域医療への支援要請に対して中部医療センターとして適切に対応されるものと考えているところでございます。

また美山診療所への財政支援等についてでございますけれども、先ほどもご答弁させていただきました通り京都府ではへき地診療所の運営及び支援に対しては官民間わず実施をさせていただいており、美山診療所に対しても昨年度はCTスキャン今年度はX線撮影装置の整備支援をおこなっております。今後も必要に応じて支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

**【島田・指摘要望】** 安心して住み続けられるためにおっしゃいましたけれども、住民が住み続けられるかどうか、本当に命にかかわる問題でございます。懇談会の場に京都府も参加をされておられますが、何らリーダーシップを果たしておられません。CTが入って緊急時の検査ができて命が助けられております。こうした医療機能も充実をさせることが重要であります。

合併で役所がなくなり、学校も地域からなくなり、この上に医療も縮小では住民は安心して生きていくことはできません。美山診療所の現在の機能を拡充するためには入院病床の確保ができるよう、医師確保と財政支援をさらに拡充しさらなる充実に向けて、京都府の責任を果たされるよう強く求めて次の質問に入ります。



## 介護保険の生活援助制限は中止、撤回を求め、介護人材の確保、拡充を

【島田】次に介護保険の生活援助制限及び、介護人材確保について質問します。

この10月1日から、ケアプランを作成するケアマネージャーに対して、生活援助中心型の訪問介護で一定回数を超えるケアプランは保険者である自治体に届け出をさせ、地域ケア会議などで検証を行い、ケアプランが不適切な場合は是正を促す仕組みが導入されました。

議論の発端は、財務省です。「平均は月9回なのに、月に31回以上利用している人がいる」と無駄使いであるかのように言い出したことがきっかけでした。「要介護1で月26回、要介護3で月42回」など要介護度別に基準となる回数をきめ、これを超えるものを届け出の対象としました。これに対して、認知症の人と家族の会などは「在宅介護の実態とかけ離れている」として、回数を制限しないよう再三にわたり要望されております。こうした中、厚生労働省自身が合計90回以上の多数回利用がある自治体に対し、サービスの必要性について調査したところ、96%のケースで「適切またはやむを得ないサービス利用」であり、「不適切」とした事例についても「人工透析患者で在宅は限界であり、今後は施設入所も含め話し合いが必要」という事例等、「不適切事例」は全くなかったのです。

この間、府内事業所で働くヘルパーの皆さんでつくる京都ヘルパー連絡会が、「生活援助」の利用状況について、府内全市町村のホームヘルプ事業所を対象とした実態調査を行われました。

生活援助を週に6回から7回以上利用される方の場合、独居の割合が74.3%に達し、年齢も80歳以上が75%に上ります。心身状況では、脳血管疾患、骨関節疾患、心疾患、認知症が複合しており、多くの課題を抱えていることが明らかになりました。

83歳で要介護2の女性は一人暮らし。認知症の中核症状である記憶障害や認知機能の障害のため生活に支障をきたし、食事の準備、食事、服薬も一人ではできず、親族の日常的訪問もありません。ご主人が亡くなったことがわからず、介護拒否も見られ、生活援助が減らされれば、認知症がますます進み、生活の質が下がります。

80歳、要介護2の女性も独り暮らし。認知症はありませんが、声かけをしなげればずっと寝ている生活です。一日一回45分の訪問で、ヘルパーは声かけをしながら、糖尿病のある利用者の3食分を作り、掃除、洗濯、買い物、寝具の整理など行っています。生活援助が減らされれば、服薬もせず体調不良が起きます。生活リズムが悪化し、在宅生活が継続できなくなる事例です。

これらは決して特殊な事例ではありません。ヘルパーの援助が生きていくことを支え、病気の重症化を予防しています。毎日の訪問は、生活リズムを整え、意欲を引き出し、高齢者のうつや認知症の予防にもなっているのです。このように、生活援助は単なる家事代行ではなく、優れて専門性の高い支援を行っているのであり、多様な人材の活用で代替できるものでないことは明らかではないでしょうか。

また、京都社会保障推進協議会が実施した府内自治体の生活援助の回数制限に関する調査では、多くが、「機械的制限はしない」としながら「現在、逸脱する事例はないが、大きく乖離する場合は、適正かどうか検討する」とか「国の基準が出ているので、それが前提だ」とか、「ケアマネが見て必要性を判断する。国から言われたからとはならない」など、検証法も検証体制も適否の判断も自治体に大きなばらつきがあり、苦慮されている実態が明らかになっております。

一方、現場からは、「ケアプランを行政主導の別機関で検討するとなれば、ケアマネが萎縮するのは目に見えている」「最初から回数を抑えたケアプランになってしまわないか、心配」との声が出され、すでに届け出義務化を見越して、生活援助の回数を規定数以内に収める動きも出ています。

代表質問で、知事は、「生活援助の制限が目的ではない」と答弁されましたが、根拠が崩れた「利用制限」を盾に、ケアマネがしっかりアセスメントして立てたプランについて届け出を義務付けること自体が問題なのです。

そこで伺います。ヘルパー連絡会が行った調査結果について、理事者にもお届けしていますが、ご覧になりましたか。それについてどのような認識を持たれたのでしょうか。お聞かせください。

また、府としても、介護の現場や利用者の実態及び、自治体での取り組みの現状を調査把握すべきです。いかがですか。そして、国に対し、「生活援助制限」などの中止・撤回を求めていただきたいと考えますがいかがですか。

さらに、政府は今年度、保険者機能強化推進交付金 200 億円を、国が一方的に自治体を「評価」「ランク付け」し、成果を上げた自治体に財政を優先的に分配する、いわゆる「インセンティブ」改革を進めています。この交付金の条件の中に、「生活援助の訪問回数の多いケアプランの地域ケア会議での検証について、実施体制を確保しているか」などの項目があります。また、「介護予防・重度化防止」の名のもとに、給付抑制に誘導する指標が組み込まれています。こうした財政圧力によって利用を抑制するやり方はやめるべきと国へ迫るべきではありませんか。

「適切」なケアプランを練り上げるために、ケース検討会議やサービス担当者会議に利用者の生活をよく知っているヘルパーが参加できるような仕組みを構築することが必要です。いかがですか。

ヘルパーの 8 割が非常勤職員であり、低賃金にあります。総合事業等の導入がさらにこうした事態に拍車をかけています。このような在宅介護の現場とともに、施設サービスでも深刻な人材不足となっております。第 6 期の介護保険事業計画の施設整備がとん挫する事態になっています。小規模多機能施設を計画していたが断念した宇治市、ショートステイを休止せざるを得ない事業所がある亀岡市、60 床定員で 30 床しか開けられない宮津市、認知症対応グループホームが撤退した精華町、老人保健施設 100 床の整備計画を断念した福知山市、ショートステイを一部閉鎖した和東町など、介護現場の深刻な人手不足は制度の基盤を脅かす重大事態となっています。

そこで伺います。介護人材の不足を解消し、介護制度の充実を図るためには、全産業平均を月 10 万円も下回っている介護労働者の低賃金を改善し、過酷な労働環境の改善がどうしても必要です。歴代政権の介護報酬抑制路線のもと、多くの事業所は経営難に苦しみ、介護分野は低賃金の非正規労働が主流となっています。

介護報酬を引き上げながら、事業所の雇用管理や法令順守を図り、正規化・常勤化の流れをつくること、国費による介護職員の賃金引き上げの仕組みを創設し、賃金引き上げの実効性を確保するための「ベースアップ」等を要件に入れることが必要と考えます。また、介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置基準について、「利用者 3 人につき職員 1 人以上」を、実態にふさわしく、「利用者 2 人に対して 1 人以上」に引き上げるなど、改善をすすめることが必要です。これらについて、国へ強く求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうかお答えください。

**【健康福祉部長・答弁】** 介護保険の生活援助についてでございます。介護保険は介護の必要な方を社会全体で支える社会保険制度であり、地域の限られたサービス資源を真に支援を必要とする方に届けることができるよう保険者である市町村がサービス実態を把握し、ケアマネージャーや事業者とともにサービスの質の向上に取り組むことが不可欠でございます。ホームヘルパーについては利用者の身近な支援者としてその専門性を発揮しながら介護保険サービスを支えていただいているところでございます。

今年度から開始された生活援助の届け出については、過度な生活援助が高齢者の心理的・身体的自立を妨げる事例もあることをふまえ、通常の利用形態からかけ離れた利用回数となっているケアプランを対象としており、多職種による多角的な視点からケアプランの検証をおこない、利用者の自立支援にとってより良いサービスの提供を目指すものでございます。

届出の運用は本年 10 月から始まったところでもあり、市町村による点検の実施状況を今後把握してまいりたいと考えております。

また保険者機能強化推進交付金については高齢化の進行により介護を必要とする高齢者が増加する中、地域包括ケアの充実に向け保険者として、市町村が果たすべき役割がますます大きくなっていることから、市町村が取り組む自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するとともに、既存の調整交付金とは別枠で今年度新たに創設されたところでございます。

この交付金の評価仕様については地域の高齢者の課題分析と効果的施策立案につなげるため、多職種による地域ケア会議の充実、在宅医療、介護の連携の促進、多様な生活支援体制の整備など保険者が地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき内容が網羅されており、利用抑制の観点で評価されているものではございません。

京都府としては市町村が本交付金を活用してより質の高い介護サービスが提供されるよう高齢者の自

立支援に向けた課題分析や地域ケア会議にかかる研修などきめ細やかな支援をおこなっているところです。また介護サービスの提供にあたっては関係する多職種が連携したチームケアが非常に重要であり、サービス担当者会議等においては現制度においてもケアマネージャーが必要に応じてホームヘルパーを含めたサービス等の担当者を招集して開催されているところです。

介護人材の確保対策については、京都府では京都福祉人材育成認証制度により常勤職員としての採用、職員のキャリアパスと連動した給与の制度設計、休暇取得など就労環境の改善をすすめております。またこれまでから国に対して介護福祉職員の資格や経験が正当に評価されるよう処遇改善を強く求めてきたところであり、その結果国においてはこれまで4回にわたり介護職員の処遇改善が行われ、月額5万7千円の加算が実施されたところです。さらに国の社会保障審議会においては次期報酬改定に向けて賃金のベースアップ等につながる視点を含めた報酬改定の検討が行われているところでもあります。人員配置基準につきましては、京都府では介護サービスの充実を図るためにこれまでから手厚い職員配置に努力する事業所に対して介護報酬の充実を繰り返し国に求めており、平成21年度からではございますが介護職員や夜間職員の配置に対する加算などの措置がなされているところです。

**【島田・指摘要望】**生活援助を制限するものではない。利用抑制にはならないという答弁でございました。厚生労働省も利用制限の基準を超える事例、90例の事例について適切ではないと言われておりますね。それで「過度の支援が自立の妨げになる事例がある」とおっしゃいましたが、厚生労働省の調査でも基準の根拠が明確にできないのに部長はそういう実態があると、どこでつかまれているのでしょうか。

それで地域ケア会議が利用制限の場が変わり、ケアマネの自己規制や届出制度が実質的な上限となる可能性は府内の自治体の答弁を聞いておりますと否定できません。

地域ケア会議で検証すると言いますが、ヘルパーも利用者も家族もいない中で判断するなど言語道断と思います。それで実態をぜひ調査していただきたいし、必要な意見をあげていただきたいと思います。

多職種連携とか言いますが、国は介護費用の抑制これが最大の目的なんです。利用者の立場に立った計画ではありません。すでに初期の認知症の人が含まれる要支援1、2の人の訪問介護と通所介護が介護保険から外され自治体の総合事業に移行いたしました。本府も専門職でない「住民の支えあい」サービスを拡げる計画ですが、事業所の参入は進まず、住民主体のサービスは担い手不足というのが実態です。これを要介護1・2に拡げてさらに給付を抑制する等、保険あって介護なしの制度改悪にきっぱり反対すべきであります。

介護現場の深刻な人手不足は制度の基盤を脅かす重大事態との認識を持っていただきたいと思います。処遇改善5万7千円の加算制度などが実際に労働者に届いたかどうか、そのような調査もしっかりしていただきまして必要な意見を国にあげていただきたいと思います。そのことを指摘して質問を終わります。ありがとうございました。

## 【他会派の一般質問項目】

12月10日

### ■酒井常雄（府民・城陽市）

1. 政策と施策について
2. 子育て環境日本一の実現について
3. 子どもの貧困対策について
4. 子どもの権利について
5. 先進的な防災・減災対策の強化について

### ■片山誠治（自民・南丹市及び船井郡）

1. 府民協働型インフラ保全事業について
2. 桂川上流域園部川の治水対策について

### ■石田宗久（自民・京都市左京区）

1. 憲法9条改悪を許さず、平和を守る諸問題について
2. 原発事故時の避難計画の見直しについて
3. 関西広域連合のあり方について

12月11日

### ■家元優（自民・福知山市）

1. 京都府北部UIターンプロジェクトと教育について
2. 京都府北部地域における地域創生と福知山公立大学が果たす役割について
3. 自然災害から命を守るための避難行動と避難所について

### ■尾形賢（自民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 府政の果たす地域への役割について
2. ハンディのある児童への保育支援について
3. 都市計画道路城陽井手木津川線について

### ■林正樹（公明・京都市山科区）

1. 新総合計画策定における「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進について
2. 外国人労働者受け入れに伴う多文化共生の京都の推進について
3. キャッシュレス社会の推進について
4. 建設職人基本計画の策定について

12月12日

### ■田中美貴子（府民・宇治市及び久世郡）

1. 農業施策について  
(1) 災害に強い農業のあり方について  
(2) 南部の食の拠点である南部市場について
2. 大規模災害における体制整備について
3. ライフデザインを描く取組について

### ■巽 昭（自民・京丹後市）

1. 医師不足への対応策について
2. 介護職員不足への対応策について

### ■渡辺邦子（自民・京都市伏見区）

1. 開かれた府政のシンボルとしての旧本館の利活用について
2. 超高齢社会の課題について
3. 犯罪のない安心・安全なまちづくり条例制定後の課題や進捗について